

# インド向け輸出食品に係るNON-GM証明書について

## ○概要

- インド向けのリンゴについて、2009年8月に輸出解禁協議を要請。2022年3月に輸出検疫条件が合意された。
  - 一方、2021年3月インドにおいて、りんご、メロン、米を含む24種類の農作物を輸入する際に、輸出先国政府機関が発行するNON-GM証明書の添付を義務付ける法令が発効。
- ⇒ インド向けに対象品目を輸出する場合には、NON-GM証明書も必要

## ○インドがNON-GM証明書提出を義務付けている品目

アルファルファ、りんご、セイヨウナタネ、いんげんまめ、チコリ、ささげ、なす、あま、とうもろこし、メロン、パパイヤ、パインアップル、セイヨウスモモ、在来なたね、じゃがいも、米、べにはばな、大豆、かぼちゃ、てんさい、さとうきび、とうがらし、トマト、パンコムギ

## ○証明書発行の手続き

(提出書類)

(証明書発行対象品目)  
別添

- ① NON-GM証明書発行申請書(別紙様式1)
- ② 委任状(代理人による申請の場合)(別紙様式2)
- ③ 添付書類

(申請先)  
地方農政局等及び輸出・国際局規制対策グループ

- ア インボイスの写し
- イ パッキングリストの写し
- ウ 船荷証券又は航空貨物運送状(AWB)の写し
- エ 植物検疫証明書又は植物等輸出検査申請書の写し  
(植物等輸出検査申請書の写しを提出する場合は植物検疫証明書が発行され次第、当該証明書の写しを提出すること)

(申請方法)  
一元的な輸出証明書発給システム、書面等

詳しくはこちら ⇒ [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#ind\\_non\\_gm](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#ind_non_gm)  
ホーム > 輸出・国際 > 証明書や施設認定の申請 > アジア インド 食品(NON-GM証明書)

# NON-GM証明書発行対象品目

(別添)

品目名

リンゴ (Apple)

マメ (Bean)

チコリー (Chicory)

ササゲ (Cowpea)

ナス (Egg Plant)

アマ (Flax seed)

メロン (Melon)

パイナップル (Pineapple)

プラム (Plum)

米 (Rice)

ベニバナ (Safflower)

カボチャ (Squash)

サトウキビ (Sugarcane)

ピーマン (Sweet pepper)

トマト (Tomato)

小麦 (Wheat)

学名

*Malus Domestica*

*Phaseolus vulgaris*

*Cichorium intybus*

*Vigna unguiculate*

*Solanum melanogoa*

*Linum usitatissimum L*

*Cucumis melo*

*Ananas comosus*

*Prunus domestica*

*Oryza sativa*

*Carthamus tinctorius L*

*Cucurbita pepo*

*Saccharum sp*

*Capsicum annuum*

*Lycopersicon esculentum*

*Triticum aestivum*

※上記以外の食品についても、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等の提出により、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合には、NON-GM証明書を発行。